

妙高市スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>の遵守状況について

※
協会

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
1	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。		
2	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	A	団体の規約等については、5月下旬の理事会にて役員全員が集まる場を設けて協議しており、規約を遵守して活動を行っていることを承認いただき、事業を実施している。
3	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A	団体の法令等についても、5月下旬の理事会にて役員全員が集まる場を設けて協議しており、法令を遵守して活動を行っていることを承認いただき、事業を実施している。 また、本市が定める各種条例や規則についても遵守し、活動を行っている。
4	[原則1] 法令等に基づき適切な団体運営 及び事業運営を行うべきである。	(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A	具体的な取り組みとして、理事会による決算報告及び事業報告の承認手続きや、監事による会計監査等を適切な時期に行っている。 役員等の体制について2年に1度、役員の改選について議題に挙げて協議をしている。
5	[原則2] 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A	スポーツ協会会則第3条（目的）に基づいて、適切な対応を行っている。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
6	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(1) 役員に対しコンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	役員に対しては、コンプライアンス教育の普及に向けて、啓発・促進していく。 コンプライアンスに関する研修等については、各団体に情報提供している。
7	[原則3] 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A	指導者、競技者等に対しては、コンプライアンス教育の普及に向けて、啓発・促進していく。 コンプライアンスに関する研修等については、各団体に情報提供している。
8	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A	毎年4月に会計監査を実施するなど、スポーツ協会会則に基づき、経費の執行については事務局内で決裁を受けて行い、帳票・帳簿を整理し、各団体に情報提供している。
9	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A	国庫補助金等については、特段利用していない。
10	[原則4] 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A	毎年4月上旬に、会計監査を実施している。 前年度の会計処理や適切に予算を執行されているか、スポーツ協会監事2名による監査を実施している。
11	[原則5] 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A	例年5月下旬に開催される理事会にて法令に基づく開示をしている。

項目 通し番号	原則	自己説明項目	対応 状況	自己説明（現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等）
12	〔原則5〕 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。	(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A	例年5月下旬に開催される理事会で、組織運営に係る情報の開示をしている。 また、情報開示の上、今後の発展に向けて協議している。
13	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について	A	今後も、より高いガバナンスの確保に向けて尽力していきたい。
14	〔原則6〕 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の個別の規定についてもその遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。	自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード＜中央競技団体向け＞の規定があるか。 (ある場合は下記に記述) 原則■について		

○公表の際は、このExcelファイルをPDF等に変換し、自身のウェブサイト等で公表してください

※「対応状況」欄には、下記 A B C のいずれかを記載ください。

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない